

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第39回 議事録

1 日時：平成20年6月13日（金）18：45～19：50

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、岩浪 剛太、植井 理行、大淵 哲也、大山 永昭、華頂 尚隆、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田村 和人、土井美和子、長田 三紀、中村伊知哉、生野 秀年、堀 義貴、福田 俊男、
（以上24名）

（2）オブザーバー

川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）藤沢 秀一（日本放送協会）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（サイエント・ジャパン株式会社）、山崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

中田政策統括官、松井官房審議官、鈴木総合政策課長、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の39回の会合を開催いたします。委員の皆様は、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

本日ご欠席の委員、それからご出席のオブザーバーの方は、いつものように席上の資料を参照していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

前回は取引市場ワーキングにおける議論に関する検討状況についてのご報告をうかがって、議論をいたしました。今日は、技術検討ワーキングで検討中のエンフォースメントのあり方についてのご報告と、それに関する議論をしていただくようお願いしております。

技術検討ワーキングの進捗につきましては、前回の委員会で担当の私からご報告致しましたが、技術検討ワーキングでエンフォースメントの手段として技術的な仕組みと制度的な仕組みを比較し、それぞれの検討課題を明確化した上で、この場でご報告を行うという流れで進めてきております。今日は、放送事業者の方に技術検討ワーキングの議論、また、それを踏まえた今後の進め方についての具体的なご提案をいただ

くよう私から、お願いをしております。

ただし、技術検討ワーキング全体としては、どのような形でとりまとめるべきかというコンセンサスを得るための議論が続いており、未だ結論に至っていない状況を技術検討ワーキングのメンバーの皆さんはご理解下さっていると思いますので、その状況も併せてご報告をさせていただきます。すなわち、今日は放送事業者の方に技術検討ワーキングの議論のご報告をいただきますが、結論ではなく、具体的な提案という形でご報告をしていただくよう、私からお願いいたしました。

その後で、フォローアップワーキンググループでの検討状況について、主査である中村委員からご報告をお願いし、本日進めて参ります。よろしくお願いいたします。

それでは事務局より、資料の確認をお願いします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは議事次第をとっていただきまして、資料1が、今、村井主査からご指示のありました放送事業者様より提出いただいている資料でございます。それから資料2から資料5まで大部になっておりますが、資料2から資料4まで、大分おくれて恐縮でございます。議事概要のまとめでございます。それから資料5も大変遅くなりましたが、パブリックコメントについて、一応当方からの簡単な回答をつけさせていただいたものを念のため、案内配付をさせていただきました。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、まず技術検討ワーキングの検討に関する事項を、関委員、藤沢様より、ご報告をお願いいたします。

【関委員】 それでは技術ワーキングの検討、特にエンフォースメントに関してでございますが、それに対する検討状況ということで、きょうはご説明したいと思います。

資料1の1枚目がエンフォースメントに関してということで、その次のページから、一応技術的エンフォースメント、制度的エンフォースメントのイメージ、それから想定される課題という形で、4枚ものでまとめてある資料がございます。このエンフォースメントに関して、制度的エンフォースメントの検討に関しましては、技術ワーキングを11回行ってまいりまして、メーカー、放送事業者の間で話し合いをしてまいりました。その中で、特に制度的エンフォースメントの検討の重要性ということは共通認識としてあったのですが、それに対して技術的エンフォースメントのイメージも比べるといいますか、一応両方のイメージを出しながら、それに対する課題を出していこうということで話し合いが進められてきまして、今日は2枚目からあるような形でのまとめにしております。

一応、先生からもお話がございましたように、まだ結論に至っている段階ではございませんので、これまでの話し合いのまとめを、とりあえず放送事業者委員からの提出資料という形でまとめたものでございます。

いつも私の方で説明をしていたのですが、たまには藤沢さんからということで、これをまとめるに当たって事務局をしていただきましたので、藤沢さんから、ご説明い

ただければと思います。

【藤沢オブザーバー】 それでは資料に沿って、ご説明をさせていただきます。資料1の頭にありますように、まずエンフォースメントというのは、どういう意味だったのかというおさらいからさせていただきたいと思います。

エンフォースメントと申しますと、直訳すると、何らかの強制をすることだと思えますけれども、大きく2つあって、受信機にこうあってくださいと強制をすることと、それから放送局に対して、このような運用をしなさいと強制をすることがあるんですが、この資料1の1枚目につきましては、受信機ということで記載をさせていただいています。受信機におけるコピー制御のエンフォースメントということでいきますと、市販されているすべての受信機に対して、一定のコピー制御、例えばダビング10ですけれども、これに従った動作をさせるための方策ということになります。

具体的に申しますと、コンテンツ保護のルールを守らない受信機を製造・販売したメーカーなどについては、メーカーに限らないかもしれませんが、そうした人たちに対して、何らかの制裁を科すことによって、コンテンツ保護に関するルールを強制的に守っていただく仕組みです。ということで、あくまでも対象は、例えば受信機メーカーになります。

エンフォースメントの実現方法といたしましては、先ほど来ありますように、テクニカルな技術的エンフォースメントと、リーガルエンフォースメントというか、制度的なエンフォースメント、ここではTEとLEと表現させていただきたいと思えますけれども、資料1の頭にありますように2種類あります。

まずTEからご説明しますと、一番上にライセンサーとありますが、これはスクランブル方式の例えばライセンサーがいて、受信機メーカーとの契約を結んで、デスクランブルに必要な秘密情報、デスクランブルのためのかぎ情報みたいなものです。こういったものを受信機メーカーに提供する。逆に受信機メーカーはコンテンツ保護に対するルールを守るという、そういう受信機を製造・販売しますということを契約によって、約束する。その約束を破れば契約違反となって、それ以降受信機メーカーはデスクランブルできる受信機を製造・販売できなくなるという仕組みです。そうするとメーカーは困るので、契約を守るということで、とどのつまりはコピー制御に従う受信機が流通する、そういう仕組みがテクニカルなエンフォースメントということになります。

次に制度的エンフォースメントですけれども、法律によって、コンテンツ保護に関するルールを守る受信機しか製造・販売してはいけないということを強制する。この法律を破ると違法行為で、メーカーは法律によって罰せられる。あるいは罰せられたくないから、法律を守るということで、とどのつまりはコピー制御に従う受信機が流通するという仕組みで、いずれにしてもTE、LEにかかわらず受信機メーカーはコピー制御に従う受信機とさせるを得ないということで、これがエンフォースメントの

目的になります。

このようにコンテンツ保護は、エンフォースメントとダビング10のようなコピー制御、この2つの機能が組み合わさって、初めて実現できるということでございます。

1枚めくっていただきまして、一番左に項目とありますけれども、今度の技術検討WGの中で議論をされてきたことを項目ごとにTEとLEを比較しまして、TEとLEで想定される課題を一番右の欄に列挙してございます。全部で4ページにわたっておりますけれども、特に、この1ページ目は丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

最初の目的でございますけれども、ちょっと今までのご説明と重複する部分が出てまいります、ここに書いてありますようにTE、LE、いずれの手段にかかわらず、その目的は同一である。そういう前提でいきますと。エンフォースメントというのは、対象機器にコピー制御ルールを遵守させるための仕組みでございます。

エンフォースメントの具体的な中身に入ります前に、もうちょっと俯瞰をして、そもそもコンテンツ保護の適用範囲はどういうところかということ、対象放送は無料の地上デジタル放送だったと思います。その対象放送において、コンテンツ保護をどうしてやるのかということ、基幹放送、すなわち無料地上放送において、高付加価値のコンテンツを公共の電波で消費者に提供し続けることを目的とする。

コンテンツ保護と、ここではいってまますけれども、色々手段がある。その中でも、点線の枠に書いてありますように、この目的のために録画した放送コンテンツの違法流通を抑止することが重要であって、違法流通の抑止の手段として、放送受信機においてコンテンツ保護を行うこと。具体的には一定のコピー制御を行うことが求められているということです。

さらに一定のコピー制御を実現するために、エンフォースメントが必要だということなのですけれども、そのエンフォースメントの目的として、対象受信機すべてに対して、一定のコピー制御ルールを確実に遵守させることということです。

その下にエンフォースメントの必要性に関する考え方ということ。実は先ほど、1枚目で申し上げたことと同じことなのですけれども、あえてもう一度読み上げさせていただきますと、受信側については、一定のコピー制御信号を送信しただけでは、受信側で当該信号の内容が守られるとは限らない。そのため、当該コピー制御信号、ルールへの反応を確実に担保するために、すべてのデジタル受信機が一定のコピー制御信号、ルールの内容に従うようにするとともに、受信機に接続される外部接続機器への一定のコピー制御信号、ルールが確実に継承されることも必要である。そのため、コピー制御を実効性あるものとするために、受信機に一定のコピー制御信号、ルールを必ず遵守させるための方策が必要であるということ、エンフォースメントがある。

それから送信側につきましては、基幹放送の公共性等にかんがみて、一定のコピー

制御の内容について、送信側が運用可能な最も厳しいコピー制御を定めることも必要ということで、厳しさに上限を設けて、それ以上のことは放送事業者にはさせないということもエンフォースメントとしてあるということでございます。

エンフォースメントの目的としては以上なのですけれども、その目的についての想定される課題として、右上のところにあります左記目的に照らしたルールの妥当性で、コンテンツ保護のためのいろいろな方策とユーザーにとっての利便性、これのバランスが1つの課題です。それから公共の利益の観点から検討する必要がある。あるいは目的達成の効果と負荷のバランスも検討の課題であろうということでございます。こういったことが挙げられるということです。

次に、こうした共通の目的であるけれども、実施手段としては多分異なるであろう2つの方法が考えられるということでTEとLEがあるわけなんですけれども、基本的な考え方もTEとLEで変わってくるということで、1-2、目的の達成手段に対する基本的な考え方と、その手段と書いてありますけれども、まずTEの基本的な考え方ですが、民間の契約であることから、ルールの内容やその担保方法の決定は契約当事者の合意によるものである。契約内容の遵守義務を負う者、ルール違反に対して契約違反で訴えられる等の措置を行う者も契約当事者に限定される。もうちょっと補足的に言いますと、保護したい番組を提供する、放送する当事者、これは当然のことながら放送事業者でございます。それとユーザーにとって魅力的な受信機を設計して製造・販売する当事者はメーカーである。この両者が民間で、当事者間で最適なスキームをつくっていくということが、このテクニカルエンフォースメントの基本的な考え方だろうと思います。

TEの達成手段といたしましては、民間の契約によって、ライセンス機器が規定のコピー制御ルールに従い、非ライセンス機器では保護対象のコンテンツが有効にならない技術手段を導入ということで、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、具体的には、コピー制御に反応する受信機を製造・販売するメーカー等に対しては、契約によってスクランブル解除のためのライセンスを発行。これは先ほど、ご説明したとおりです。それからライセンスされた者の製造・販売する受信機は、ルールに基づきコピー制御が施される。一方それ以外の機器、要するにライセンスされない機器については、保護対象コンテンツは視聴できなくなるということです。もしルール違反をすれば、契約の解除、法的措置等による対処が行われるという形になります。

それから一方LEの基本的な考え方ですけれども、法律で規制する場合には、目的及び目的に照らしたルール等の妥当性等につき、国民的コンセンサスが必要である。法律ですから、当然そういうことになる。ルールの遵守義務を負う者ですとか、ルール違反に対して法的アクションを行える者に関して、国民的コンセンサスが得られる限りにおいて妥当な範囲を定め得るという特徴があるかと思いますが。達成手段としては、規定外の動作を行う機器が出現した場合に、法的措置による処置が行われるとい

うことです。

こうした目的の達成手段で想定される課題を右側に列挙してございますが、一番上のところに、まずTEについては、それはもう前々から議論になっているスクランブルが必要ということで、そのシステム維持のためのコストがかかるといえます。それからLEのところですけども、まず①にいろいろ書いてありますが、ちょっと簡単に申し上げますと、LEはスクランブルをかけないということになりますので、無反応機器をつくろうとする人が出たとすると、その人はデスクランブルのための手間がないだけ楽につくれますねというところが、課題としてありますというのが①です。それから②のところですけども、2行目のところから、違反行為を行ったメーカーに対する刑罰を、その抑止手段とするということですので、目的のいかに問わず、規制強化になるということで、不適當ではないかというご意見があります。

それから平成11年度の産構審で、無反応機器に対応するような機器メーカーに対して、法的に強制することは技術の進歩をとめてしまうおそれ等があるということで、規制は行わないことが適当と報告されています。地上デジタル放送は何らかの特殊性が認められるものではなくて、特例をつくるべきではないんじゃないかという、ご意見もあるということです。それから3番目ですが、法による規制は、必要最小限にとどめて導入すべきではないか。必要最小限のルールにすべきではないかというご意見もあります。

TEとLE共通の課題といたしまして、検討結果の比較評価項目、いってみれば、今日、ご説明している左側の項目に当たるところですけども、これをどうするかという議論も必要ということです。まず事前抑止効果ですけども、これはどういうことかという、コピー制御に無反応な機器を製造・販売しようとするモチベーションをそぐ、つくろうという気がなくなるような——罰せられるからとか、つくれなくなるからとか、そういう事前抑止効果ということ。それから実効性。無反応機器をつくりにくくする。社会的なコスト。先ほどスクランブルと申しましたけれども、あるいはスクランブルなしだと、もぐらたたきで結構お金がかかるんじゃないのということもあるかもしれません。それから目的に照らしたルールの妥当性（公共の利益の観点）。プロセスの中立性・透明性。技術進歩に柔軟な対応ができるかどうか。それから市場の製品流通への影響といったようなことも、共通の課題としてございます。

次に、2ページ目ですけども、対象となる機器ということでまとめさせていただいています。まず、テクニカルなエンフォースメント（TE）につきましては、地上デジタル受信機全般の構成について対象になるだろうという考え方です。それに対してLEなんですけれども、こちらも基本的には受信機全体を対象とすべきであろうということなんですけども、2段落目、しかしながらのところにありますように、ノンスクランブルの放送であるということで、公開情報を用いたコピー制御信号に従わない機器を製造することが技術的にできてしまうので、その辺を注意する必要があるという

ことで、いろいろ組み合わせてみたら無反応機器ができちゃったというようなことも含めて、防止をしていく必要があるんじゃないか。

一方で、そういう防止をしようとする、これは部品としてつくってるんですよというのまで罰則の対象になってはまずいので、そこら辺をどういうふうを実現していくかというのが、これはちょっとどちらかという課題になりますけれども、あります。

想定される課題ですけれども、こちらはLEだけについて書いてありますが、一番上にありますような対象機器の範囲はどうするかとか、②に書いてありますように、一般的な店舗で購入することが可能な製品を対象とするということだとすると、判断基準をどうするかとか。それから先ほども言いました部品ということになると、部品がつかれなくなったら受信機がつかれなくなっちゃいますから、それはまずいので、例外的に対象となる部品の要件はどういうふうにするのか。これ、裏で考えると、部品に成り済ました無反応機器が出ちゃいけないわけですから、そこら辺を、どういうふうを考えていくのが課題としてあります。

次に3ページ目にいきまして、遵守が求められるルールという3番目の規定ですけれども、ここについてはルールとして、こういうことを考えたらいいんじゃないかということが書いてありまして、(案)と書いてあったり、書いてなかったりするんですけども、いずれにしても、今回のこれは放送事業者委員としての提案ですので、すべて案であるということでご承知おきいただきたいと思います。

まず遵守を求められる送信側に対するルールですけれども、これはTEもLEも似たようなもので契約で定めた以上に厳しいコピー制御はだめですよということを、例えばコピーネバーとか、そういうものはだめですよということが書いてあるということです。

それから(2)受信側のルールの概要ですけれども、一定のコピー制御を実現するために出力・蓄積・記録——これは何でこういう書き方をしてるかということ、あえてこうしてるのは、まず出力は出力です。デジタル受信機から信号として出されるとき機能のことなんですけれども、ここで蓄積と記録と分けてますのは、蓄積は内蔵のハードディスクに記録されることを蓄積と表現してます。記録というのは、DVDとか、リムーバブルなメディアに記録するのを記録というふうに……、別にそういう意味の言葉ではないんですけども、ここではそういう定義づけで分けて考えているということです。

具体的なルールですけれども、まず一体の地上デジタル放送受信機と書いてありますのは、TEにつきましては、ちょっと下の3行のところですが、規定されていない出力・蓄積・記録機能を有してはいけない。書いてあることしかやっちゃいけないというのが、TEのほうです。LEについては、規定されているルールに従って動作することということで、そういう記載の仕方になります。

実はいろいろと機能別に1)から4)まで分けているんですけども、TEについては、先ほど申しましたように、受信機総体としての振る舞いがこうあるべきと規定されるので、特にここには何も書いてありません。LEですけども、一つ一つの機能ブロックにおいて、こういうおそれがあるから、こういうルールが必要ですよということで記載をしてあります。今日は、ここの詳細については、ご説明を省きたいと思えますけれども、そういったような形でまとめさせていただいています。

この遵守が求められるルールに関する想定される課題なんですけれども、TEとLEの①、②は同じようなことが書いてありまして、認定された方式を使いなさいということが出てくるわけなんですけれども、認定された方式というのはだれが、どういう手続で認定を行うんですかということが、TE、LE共通の課題としてあります。それからどういう基準で認定をするのかということも、共通の課題としてあります。

それからTE独自の課題として、かぎ情報が漏えいした場合に、どういうふうに対応するかという課題がございます。スクランブルを解くためのかぎ情報です。

LEの③にいきまして、簡単に無反応機器に改造されてはいけないということがあります。せっかくつくったのに、ちょっとプログラムをいじると無反応機器になってしまうとだめですよということがあるんですけれども、③に書いてある構造要件、RRと書いてあるんですが、これはロバストネスルールということなんです、そういうものはリーガルエンフォースメントでも必要なかどうかということが課題としてあります。それから当該技術の必須特許。特許があったらどうするのとか、⑤にあります規制内容が固定化してしまうのではないかとということ。それから中立性・透明性の高い仕組みを設ける必要があるという、そういった課題がございます。遵守に求められる部分については以上です。

最後のページでルールに違反した場合の措置なんですけれども、これについても丁寧に説明させていただきたいと思いますが、まず違反した場合の措置——受信側ですが、TEにつきましては、ルールに従わない機器を製造・販売していることが判明した者に対して、ライセンスの管理主体がライセンス契約を解除することで、その後のデジタル受信機の製造・販売の継続を困難とする。あるいは契約違反で訴えるという措置が考えられます。ルールに従わない受信機登場の把握はどうするかというと、放送事業者が市場調査でやる。それからルールに従わない受信機か否かの判断。これは契約上、解除権を持つ人がやる。裁判の遂行は契約上、解除権等を持つ者等が行う。これは当然民間になるわけですけども、そういうことになります。

一方、リーガルエンフォースメントで違反した場合ですけども、認定された技術を用いていない場合、蓄積等について定められたものと異なる機能としていた場合等について罰則と。要するに先ほど言いました蓄積等というのは、出力・蓄積・記録でありますけれども、あるいは先ほどのロバストネスルールが含まれるなら、そういうものがちゃんと定めたとおりにならなければ罰則。2) 罰則の対象者は、上記に違

反した機器を販売目的で製造、販売、輸入した人。ただし、いずれの場合も、故意または重大な過失が要件（過失犯は罰則の対象から除外してよいかルールの項目ごとに精査が必要。繰り返された行為の場合のみ、罰する規定については、前例を調査の上対処）ということで、どういう条件で罰則を科すのかということについては、今後精査が必要ですねということになってます。ただ、これも過失に成り済ました場合があるかもしれない。そういうことを、どうするかということも課題としてあります。それから4）にありますように、ルールに従わない受信機登場の把握は放送事業者が市場調査でやる。ルールに従わない受信機か否かの判断は（告発に基づく）警察権によるものである。裁判遂行は検察（国）が行う形になります。ということで、受信機に対する措置はTEとLEで大分変わってくるということです。

それから送信側ですけれども、TEですが、ルールに従わない運用でコピー制御信号を送信していることが判明した者、要するに規定より厳しいコピー制御をやった場合です。そういう場合は、ライセンスの管理主体がライセンス契約を解除するということで、その後放送局は、コンテンツ保護を施した状態でデジタル放送の継続ができなくなる。あるいは契約違反で訴えられることになります。それからLEのほうですけれども、別途定められた方式以外のコピー制御信号を送信したり、選択肢の範囲外のコピー制御信号を送信した場合には罰則が加えられる。故意または重大な過失の場合ということで、一応こういう形にしております。

違反した場合の措置についての課題ですけれども、まずTEについては、最初から契約違反を予定して、ルールに従わない受信機をつくって売ってしまって、そのまま逃げてしまうケースはあり得るのではないかと。それからかぎ情報がこちらの場合も、漏えいした場合の対応はどうするかという課題がございます。

LEのほうですけれども、ルール違反の摘発はだれがやるのか。著作権法違反のときと同じように、権利者または放送事業者の告発に基づいて警察がこれを行うということが考えられるのではないかと。それから放送事業者の責務は送信側のルールのみなのかと、それだけじゃなくて違反機器の監視とか、告発の努力義務があるじゃないかと。それから③にありますように、販売事業者が受信機を販売するときに、これはちゃんとした受信機なのか——正規な受信機なのか、あるいは違法機器なのかを判断できる基準が必要じゃないかということが、今後の検討課題としてあります。販売事業者や流通事業者等、規制の対象となってくると考えられる関係者の方々も、ちゃんと議論を一緒にやる必要があるんじゃないでしょうか。それから最後に違反機器が市場に出回ってるにもかかわらず一定期間エンフォースメントされない、監視なり、告発しない場合に、規制のあり方について見直しを行う仕組みが必要なんではないか。こういったご意見といいますか、課題が出されております。

ということで、今ご説明した一連の技術検討WGの中で各メンバーの方々からたくさん意見が出されておりますけれども、足りない部分については、また付加してい

かなきゃいけません、おおむね集約できているのではないかなと思っております。

TEとLEの課題につきましても、横並びで大体そうなのではないかということで、今後は各項目について具体的な議論に入っていける段階になったのではないかと。特にリーガルエンフォースメントにつきましても、実現性という観点で、議論を進めて、その際にTEだったらどうなんだろうかということで、TEの中身についても、その議論をしていく形になろうかと思えますけれども、そういう形で今後進めていったらどうかと考えております。私の説明は以上です。

【関委員】 最後のところに、藤沢さんのご説明にもありましたように、最初にお話ししましたように11回のWGということで、ほんとうに長い時間をかけて検討を進めてきました。現段階としては、やっぱりイメージに関してはかなり明らかになってきたと考えております。

今後は想定される課題、一応整理されておりますので、それらを一つ一つ議論しながら、制度的エンフォースメントのイメージを深めていく議論が必要なのではないかと考えております。引き続き、このWG、この委員会で議論していきたいと考えております。

以上、途中のまとめということでございますが、ご説明をいたしました。以上です。

【村井主査】 はい。ありがとうございます。

何回にもわたる議論を行ってきており、技術エンフォースメント、制度エンフォースメントそれぞれの詳細なご報告もご説明いただきましたが、冒頭に申し上げました通り、まだ様々な意味で議論が続いておりますので、今日は放送事業者の方からの提案をご説明いただいた形式となります。このワーキンググループには放送事業者、メーカーそれぞれのお立場がございますので、メーカーの側からのご説明をうかがい、それから質疑に入りたいと思います。

土井委員、ご意見をいただいてよろしいでしょうか。

【土井委員】 今、ご説明いただいた内容で、これをたたき台として今、藤沢委員も言われたように、きちんと詳細を、その項目ごとに議論していくべきだと考えます。今、ご紹介いただいた中の想定される課題というところに記載されてるものとダブる部分はありますけれども、技術の進歩に伴って、従来の補正とかが追従できなくなることはあるわけで、そういうときに適宜見直していくというのは必要だと思えます。ただ、そのときに法的規制はやはり技術の進歩をとどめないためにも、最小限にすべきであると考えています。

また決めたときに、それがちゃんと施行されてるかどうかということに、あまりにもコストがかかってしまつと、せっかく決めたことが役に立たなくなってくることもありますので、そのあたりもどういう運用の仕方……、結構運用のところまで考えていくと、なかなか難しい部分。コストとかも考えると、これは難しかったねという話も、後から気がついてできなかったというのも、今まで11回やってますし、また

さらにやってかないといけなくなるので、そういう意味で、そのあたりもぜひ考えながらやっていきたいと思っております。以上です。

【村井主査】 はい。どうもありがとうございました。

それでは質疑に入ります。まず長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 色々ご説明をいただきましたが、もともと今回、こういうご検討をぜひしていただきたいというお願いをしましたのは、素朴な疑問からきています。1つはまず地上放送に、そういうスクランブルのようなものをかけることが、本当に必要なのかどうかという……、エンフォースメントを担保するために必要だとおっしゃることはよくわかるんですけども、でも地上放送に本当にそれが必要なのかと聞いていたことと、もう一つはスクランブルにしる、B-CASカードにしるコストが非常にかかっている、家庭に2台も3台も普及していくものに対して、そんなふうコストをかけていくのがよいのかどうかということと、そのようにたくさんカードが配られている状態の中で、技術によるエンフォースメントが本当に、この中にもありますけれども、無反応機器の製造・販売に対する事前の事実上のハードルとなっているのかどうか、素人としては非常に疑問で、みんなが同じ鍵を持っている、すべてのマンションというような感じ……、鍵穴が一緒なのにみたいな、何となくそんなふう思うわけです。

そのことに対して私が、そういう疑問は持っていますが、それを解決するために法律でぎちぎちに規制するのがいいと思っているわけでは全くありません。ただ、その事態はぜひ解決していただきたいと思ってるのは、そのB-CASカードを使うことによって、受信機を買ってきて設置するときにすごく手間がかかったりして、そのことがデジタルへのハードルになっていること。だれか詳しい人や専門家に頼まないとなかなかつなげなくて、私の周りでも、よくよく話を聞いてみたら、受信機はそういうものでも、実はアナログで見ているという人がいるわけです。そういうハードルになってるんじゃないかという疑問にぜひお答えいただいて、かつそういうものを解決するエンフォースメントの方法は何かないのか、この後で、私たちにもよくわかるような議論をしていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 大体似たような意見ですけども、エンフォースメントを強制とおっしゃったんですが、利用者の感覚からすると、とにかくこの目的にありますものをきちんとやるための実効性確保にとって、何が一番いいのか。ルールの妥当性というところで、ユーザーの利便性とか公共の利益とか、負荷がどのと書いておられ、細かく説明いただいたんですけども、失礼な言い方をすれば、基本的なところでやはり技術以外のことはやりたくないよということが前提で説明されたような印象を持ちました。

我々は技術がわからないけれども、説明してくださいと申し上げ、今日、席上配付

された資料2の11月20日のところの1枚目、2枚目のところで消費者側委員が発言したことが大体出ているのですが、これに対してのお答えとして我々が納得できるかという、私はなかなか納得できないところがあります。なぜかという、基本的な考え方が、やはり利用者の視点ではない気がいたします。というのは、今のご説明——放送事業者委員の提出資料の1枚目の基本的な考え方のところ、やはりこの技術エンフォースメントに関しては、民間の契約であることからルールの内容、その担保方法の決定は契約当事者の合意によると、つまり民民でいいとおっしゃってるんです。そもそも民民でおやりになった結果がコピーワンスであり、その後我々を交えてやったダビング10もなかなか実現に対して、色々な問題があることが明らかになってきたわけなので、ここに関して、技術のことはお任せくださいというのは問題です。

右側の基本的な考え方、LEのほうは国民的コンセンサスが必要というんですが、技術的エンフォースメントに関しても、私は国民の合意は非常に必要なのではないかと考えています。右側に書いておられる平成11年の産構審の意見……、平成11年ですよ。今は平成20年なんですね。この古いときに出された一部の意見をもってしてやらない理由を並べられちゃったというのが、私の正直な感想でございます。

色々な強制は受けたくない、一番簡単な方法でやりたいということだと思うんです。高付加価値のコンテンツを公共の電波で消費者が提供され続けるためには、これをしなければいけないと書いてあるんですが、基本的なところで全部の消費者が高付加価値のコンテンツを提供されるために、自分が経済的にすごい負担をしたりとか、今は制限のないコピーを制限されることに対して賛成しているわけではないということはパブリックコメント等を見たらわかると思うんです。

そもそも消費者が望んで地デジが始まったわけでもないのに、色々な理由、難しい理由を並べて、技術的エンフォースメントも万全かという万全じゃない……と。今、長田さんがおっしゃったような鍵穴の問題とかもあるんですが、そこはそれ以上突っ込まないよということで、もう11回もやったんだし、これでいきましょうといわれているところに納得がいかないところがございます。

地デジは、非常に特殊な制度移行を消費者に強制するものであって、さらに経済的、精神的、もろもろの負担をかけることが前提の技術検討ワーキングの結論かなということに対して、違和感を感じていると申し上げたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 TEとLEについて整備をして、想定される課題について、すべての論点を書きましたとおっしゃるんですけども、僕が再三申し上げている……、この前にも申し上げた、そして今も話が出ました産構審の平成11年に、だれが、どう集まって、どういう話をしたのか知りませんが、そこでメーカーに規制をするべきではないということが決まったとおっしゃるんですが、なおかつ、ここには地上デジタル放送においても、何らの特殊性が認められないとおっしゃるんですが、今、高橋さ

んもおっしゃったように、地上デジタル放送って特殊も特殊じゃないですか。5,000万世帯という数が受信機を持って、そこでデジタルでコピーがぼんぼんできるわけですね。それが特殊じゃなくて、何が特殊かということです。その論点を全然書いていただいてないことが問題だと思っていて、これを特殊でないといって、産構審の合意を根拠に規制すべきでないという立場に立つのであれば、権利者は明確に反対をしたいと思います。

事前抑止効果というところなんですけれども、これは長田委員もおっしゃったように、みんなが持つて鍵であく鍵穴が、どこにでもあるという話で、それが事前抑止力になることはないわけです。そのあたりのTEが崩壊してしまっていることについては、十分書かれていないと思うんですけれども、そのことが今問題だから制度エンフォースメントを議論しましょうといってるわけですね。

例えば暗号化を外すならば、事前抑止力がなくなってるんだから、やっぱりTEでやっていくべきであると。前回もメーカーの方から新しい方式を考えているんだというご提案もありました。やっぱりそこは民民でやったほうがいいという趣旨が繰り返しあったんですけれども、もしそうならばB-CASに変わる新しい技術的な方式について、是非この場において、民民で隠れたところでやるんじゃなくて、みんなが聞いている場所で是非発表していただきたいと思います。

繰り返しになるんですけれども、地デジの特殊性といいますか、みんなが買わざるを得ない。そんなものに関するコンテンツ方式を民民でやろうというのは、ちょっといかななものかと思います。コピーワンスの話で出てましたけれども、民民で決めましたと言って、またわからないところで、そういうことが決められちゃうのは非常にまずいと思います。

それから実際に新しい技術方式という場合に、既にB-CASカードが、今どういうペースで出てるかわからないけれども、世の中にどんどん増え続けているわけです。それをそのままにして、一体新しい技術方式をどうやって採用するのかというところもよくわからないので、そのあたり、是非メーカーの委員の方に説明をいただきたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。技術ワーキンググループの担当として誤解のないように、念のためもう一度申し上げますが、本日、藤沢さんと関さんにご報告をいただきましたが、この報告は技術ワーキングとして、技術的な仕組みと制度的な仕組みを比較して、それぞれの検討課題を明確にするための報告であり、繰り返しになりますが、コンセンサスや決定事項というようなとりまとめの形ではございません。本日は全部現状をご報告した上で、高橋さんや椎名さんからのご発言のようこういう意見が欠けているのではないかとといったご意見は受けとめさせていただきますが、決してバイアスのかかったご報告をしていただいた、あるいは結論がこうだった等、誘導的なご報告をいただいたのではないことを、お願いした立場から再度確認させてい

たきます。ご意見ありがとうございました。

それでは引き続きまして、植井委員。

【植井委員】 非常に消費者側の委員の方々、高橋さん、長田さんそれから権利者の方で椎名さん、皆さん、おっしゃること、非常に私はもっともだと思っております。

ただ、今主査からもご説明いただきましたように、あくまでもこれから比較・検討、客観的に検討するためのベースとして今回お出しするということで放送事業者側のほうからお出しした、あくまでもニュートラルな資料でございますので、その辺のところ、まだまだこういった部分の踏み込みが足りないとか、そういった厳しいお言葉あるとは思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。

もちろん個人的にははっきり色々というのがありますが、そういった形ではなく、ただ、今まで伺いました中では、例えばやはり産構審でこういった議論が行われようと、地デジというのは非常に特殊なものであると。極めてこれも広い流通を国民の皆さんのほうに届くもので、非常に特別なものであるということをやはり大前提に考えなくてはいけない。それも、平成11年という非常に古文書に近いようなものを持ち出されて、いまだにそれがどうこうということ自体が、もう非常に非常識なことになっているのではないかと個人的に思っております。

それから、今はもういらっしゃいませんが、長田さん、非常に素朴な疑問でおっしゃっていた、そもそも地上放送にスクランブルは必要なのか、それからそういったコスト負担の問題、あるいは大量に出ているカードがどうなのかというふうなことも、非常に私どもも危惧している部分でございますので、極めてニュートラルにまとめていただいた今回の資料をベースに、これでようやく、これから検討をさらに深めていく議論の足場ができたというふうに考えております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 はい。今、土井委員や長田委員や高橋委員や椎名委員のお話を伺っていて、深くうなずきながら聞かざるを得ないというところだろうと思っております。

本委員会での地上デジタル放送、視聴及び利用、そして権利保護、どうあるべきかという議論をずっと進めてきたわけですがけれども、やはりここで消費者の代表、メーカーさん、それから権利者さん、そして放送事業者ということで、地デジにかかわる基本的ステークホルダー4者がすべて参加して、なおかつこれだけの十分な時間をかけて行って来たということもあって、各ステークホルダーが立場と主張をそれぞれ非常に相互理解をしているという段階に至っているんだろうと思っております。

そして、いろんな議論の整理の中で、コンテンツへのリスペクト、すなわち適切なコンテンツ保護が必要であるということ、視聴者、消費者の利便性の向上が何よりも重要であるということ、そして権利者とクリエイターに対する利益の還元が大切であること、この3原則が一応合意・確認されていると。そうした合意・確認のある本委員会で、よりオープンな形でエンフォースメントはいかなるべきかということ議論

しましようという話になっていることは、非常に貴重なことだなというふうに思います。

すなわち、この委員会以上に本件に関する議論を深く適切にできるというようなフォーラムは他にはないのではないか。この議論をほかのフォーラムに移して議論しましょうとか、あるいは座組みを変えてゼロリセットでやりましょうとか、そういうような動きがあるとすると、それはなかなか何か特段の理由があるんでしょうかというふうに聞かざるを得ない。もし、その理由と移したとかゼロリセットのための正当性を明確に説明せずに、そういうような動きをするようなことがあったとすると、これは本件に費やされてきた、また今後費やされる国民の時間と金を大幅に無駄遣いすることにもなりかねないというふうに考えます。

エンフォースメントのあり方は、椎名委員がおっしゃったように、現行システムとの整合性を担保することというのが非常に重要なことでありまして、既に現段階で地デジ受信機の出荷台数は3,500万台を超えているというところにあるというふうに聞いていますので、この辺を踏まえつつ、より簡易で社会的コストにもすぐれた権利保護のためのエンフォースメントを急いで検討するということが緊急課題であるというふうに認識をしております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。では大山委員。

【大山主査代理】 すいません、議論を伺っていて意見を申し上げたいと思いました。

非常にご苦労なさって、今日まとめられたとは思いますが、いま一つすっきりしません。というのは、何を目的にしているのかが見えません。本当にコピー制御をかけるなら、技術的には完璧にやる方法があると思います。完璧にする手法があるにもかかわらず、そうならない現状を認めた上で何かをするのでしょうか。技術的な手を打つことは改造ですから、なんか議論がそこで破綻している気がします。一方、制度的な面だけで足りるはずがないのも、これだけ整理してわかっているのですから、組み合わせしかないのではないのでしょうか。なぜ、そういう方向での実効性を取ろうという話が出てこないのかがよくわかりません。比較することは良いことですが、この比較でそれぞれに抜けているところをうまく重ね合わせるというか、組み合わせの仕方のような気がします。

技術は、ちゃんと一からつくれば、かなり大丈夫なものをつくれると思います。でも、それはやらないという選択ですよね。だとすると、こそっと改造しても、既に数が出ているから、あまり効果は無いのではないかと思います。法的な他の手を打つしかないのではないのでしょうか。すいません、よくわからなかったのです。

【村井主査】 ありがとうございます。中村委員、いかがですか。

【中村委員】 論点整理、どうもお疲れさまです。なお数々の論点があるということはいくわかりました。

私自身は方向性を持った強い意見はないんですけれども、各委員の話や今の大山委

員の話も含めて聞いていて、感想だけですけれども。技術とか実態といった状況の変化に伴って制度や仕組みを含めて全体のスキームを見直すということは変化の大きさとか時間の経過によってあり得るべきことだと思いました。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。その他、どなたかご意見はありますでしょうか。はい、どうぞ。

【浅野委員】 大山副主査のご意見について、賛成できるところと賛成しかねるところがありますので、コメントしたいと思います。このTEとLEの分析対比表は、今まで11回も議論を重ねてきたからこそ、これだけ整理されたものが得られたと、私も高く評価するところですが、TEについては、要するに現行のシステムはセキュアではないと言っているのだと思います。セキュアではないというのであれば、更に技術改良を行なって、どのようにプロテクトしていくのかという点についての検討がなされていません。

私はIT産業出身なので、セキュアなシステムを作るのは大変なことであると理解しており、100%セキュアなシステムはないと思っています。必ずどこかにセキュリティホールが発生し、そのセキュリティホールが破られたらどうやって防いでいくか、そうしたことを延々と繰り返してきているのが実態です。放送システムの世界で、100%安全で絶対に大丈夫だと言えるものを作るとしたら、それは見えないテレビを作るしかないというようなことを前回お話ししました。従って、技術的エンフォースメントについては、現行システムのどこがまずく、今後どのように対処していくべきかということをし、将来的に100%絶対に大丈夫と言えることはないと思うのですが、それでも、セキュリティが破られる度に防いでいくという姿勢が必要なのだと思います。

それから、右側に書かれていることですが、確かにLEに関する課題は沢山掲げられており、高橋委員が言われたように、技術エンフォースメントではないからいいということではなく、むしろポジティブにとらえ、LEのようなものをインプリメントするには、これだけいろいろな課題が整理されたのだからそれを乗り越えさえすれば解決できる、そのための課題が抽出できたのだと考えればよいと思うのですが、いかがでしょうか。

大山副主査のお話にもありましたが、TEとLEの対比についてどちらを選択するかという議論を第一義に行なっていただきたいと考えます。どちらか一方だけでは解決できなかった時に初めて両者の組み合わせを考えるべきであり、最初はどちらを採用すべきかという議論をしていただいた方がよろしいと思います。

【村井主査】 はい、ありがとうございます。

【大山主査代理】 すいません、一つだけ加えさせてください。

今の浅野委員のお話はごもっともで、まったくそう思います。最初にどっちを選ぶのかというのを決めようという議論をすることは大事ですが、多分答えはないとわかっていると思うので、私はそれをはっきりするほうが良いと思います。

もう一つ大事なことは、法律をつくって何かやっても、今回の通常の無反応機器のようにああいう話が出てくるのは、社会的に信用を重んじていない人たちがやっている話ですから、それは法律でも、違法行為をやる人はいるということです。もともとそこに動機がありますから。罰金かけたって、罰金払ったほうが安いと思う人もいるかもしれません。だから、この辺はちゃんと整理する必要があります。言い方を変えると、今のメーカーさん、ここに出ておいでのような日本のメーカーさんのほとんどは——ほとんどではなく、すべてですね——心配ないと思います。なぜなら、社会的な信用を重んじているからです。しかしながら、そうでないところに対する話を考える場合は、よく考えなくてはなりません。日本で法律をつくっても、海外から個人輸入されるのをどこでとめるのかというのは、簡単な話ではないでしょう。

左側の技術の話は、先ほど浅野委員が言われたとおりで、私もそう思います。やるならば徹底的にやるべきで、そこをちゅうちょしていると、多分皆さんが納得する答えは出ないのではないかという気がします。

ただし、先ほどから言うように、社会的な信用を重んじるか重んじないかで結果が変わるので、そのところは制度の話をするときに十分注意しなければなりません。まともにやっている人たちが法律で縛っても意味ないと思います。

【村井主査】 はい、ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

技術検討ワーキンググループに関しまして放送事業者の方々からご報告を受け、様々な議論をいただきました。冒頭申し上げましたように、L E、T Eに関する比較、また、それに対する大きな方針に対する議論などを含め、色々な案件を11回にわたる議論の中から網羅的に洗い出す作業を放送事業者、放送機器メーカーそれぞれの皆様に行っていただきました。そうしたプロセスの中で、それぞれのお立場や浮き彫りにされた2つの比較が明らかになってまいりました。今回答申案を作成する際には、本日のご報告をベースに今いただいたご議論を加え、この検討経緯をわかりやすく、というご意見もありましたので、それらをふまえ事務局でまとめていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは引き続きまして、フォローアップワーキンググループの検討状況ということで、中村委員からご報告をお願いいたします。

【中村委員】 中村でございます。資料はありませんけれども、ご報告申し上げます。

ワーキングの構成員、個別にご意見を伺いまして、このダビング10に対する合意形成の接点を探ることに努めてまいりました。

これまで村井主査と私と、フォローアップワーキングのメンバーお一人お一人と意見交換を行うべく、今日まで約3週間ですけれども、構成員の皆様との間で個別に場を持ってまいりました。その中で、開始期日の確定に関する合意形成が可能かどうか、それから合意形成が可能となるための条件についてどのように考えるかといった点についてご意見をちょうだいしてまいりました。

今日も、先刻一度会合を開催いたしまして、今申し上げた点について改めて意見交換を行いましたけれども、今日の時点ではダビング10の開始時期の確定というステップに進むことについて、いまだ合意を形成するには至りませんでした。今日会合に出席になった皆さんがまだ合意できないということをおっしゃった状況であります。しかしながら、今日の段階では委員の皆様には合意形成に向けて真剣に接点を模索をしていただいております。早期に合意を形成しよう、合意形成に向かおうということはおそらく認識が一致しているところであります。

こうした合意形成に向けた真剣な作業と言いますか微妙な調整の途上でございますので、今日の段階で皆様の個別の意見をここで紹介することは控えたいと思いますが、時間は残されておられません。ぎりぎりまで努力を続けようと考えます。今日以降も私と村井主査とともに、引き続きご意見のヒアリング、あるいは合意形成に向けての調整、ワーキングの開催等の作業を精力的に進めてまいりたいと思います。委員の皆様のご協力を改めて切にお願いを申し上げます。以上です。

【村井主査】 はい、どうもありがとうございます。

今中村委員からご報告がありましたように、本日、本当に先ほどまでフォローアップワーキンググループを行っていたわけですが、ダビング10の開始期日の確定は、委員各位の合意が得られていないという現状です。

このように非常に厳しい状況ではありますが、私からはっきりと申し上げておきたいことが2点あります。1点目は、すでに昨年の答申の中に記述されていることであり、私はもう繰り返しません、その点に関する共通認識を否定する方はどなたもいらっしゃいません。つまりこの点については完全に合意ができていると私は認識しています。それから、ダビング10を含めた昨年の答申のいろいろな内容の提案の早期実現をしたいというタイミング感も共通の認識であるという点は間違いないということ、私から申し上げられると思います。

加えて、今、中村委員からご報告がありましたように、フォローアップワーキンググループで非常に貴重なお時間を使い、接点を見出すために議論をしていただいているということ。それから、そのための努力をそれぞれのお立場で精いっぱいしていただいていることに私が信頼を置いていることを本委員会の委員の皆様へ申し伝えたいと思います。

そういう訳ですので、私は絶対にこの場でダビング10の開始時期のコンセンサスが得られると確信しております。明日以降と言いたいところですが、今日のこの後も含め、中村主査とともに構成員の皆様と合意形成に向けたお話をさせていただきたいので、ご多忙のところ申しわけございませんが、皆様のご協力をお願い致します。

もう一つ、答申の期日が迫っておりまして、私が主査を務めている委員会ということで、これまでも何度か取りまとめをさせていただいておりますが、委員会における議論のプロセスを明らかにする方針です。今日も大変貴重なご意見を頂戴しましたが、

皆さんにそれぞれのお立場で議論していただいた内容が答申に明記された報告となるように事務局にも非常に工夫をしていただいております。そういう方針で進めていることにご理解いただきたいと思います。

つまり、関連している私の委員会の今までの答申を見ていただいてもわかると思いますが、皆さんのご意見として出されたことは必ずきちんと載るようにしています。先ほど佐藤委員も仰って下さいましたが、それぞれの立場の方が、かなり難しい議論に参加していただいているということの意味と価値と責任は極めて重要ですので、今回のダビング10の開始時期の話も、きちんとご発言が明記された答申内容にしていきたい。つまりプロセスも、ご発言の内容も、双方きちんと生かした形の答申を作るということです。

前回の委員会で浅野委員から、議論の過程がオープンでなく、明確ではないのではないかというご指摘をいただきました。まったくその通りだと思いますし、答申にはそういったプロセスをきちんと記載していくということになるでしょうが、今日の時点では、ご報告があったように、合意形成に向けて、非常に努力をし、時間をかけているプロセスの最中ですので、今の段階でそういったことが若干わかりにくいというご指摘に関しては、その通りかもしれません。今、このプロセスの途中経過すべてを明らかにし、この場でお話するよりも、答申の中での明確な記録という形で残していくことが大事だと思います。どうかその趣旨をご理解、ご了承いただきたいと思います。取りまとめの段階ではそうした議論のプロセスを、可能な範囲で明らかにしていくという今までの方針を貫いていきますので、ぜひご了解ください。

答申も含め、タイミング感を皆さまが共有していることを私は強く認識しておりますので、時間に追われるということですが、今ご報告がありました中村委員と共に全力で合意形成に向けた接点を見つけるよう努めてまいりますので、大変お忙しいところ、たくさん時間をいただいて本当に恐縮ですが、引き続きご協力をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは事務局に、本日の議論を踏まえました答申案の作成作業を進めてもらいますが、特に技術ワーキングの検討結果がわかるように進めてください。今日の意見やまとめたことを基に、技術ワーキングで取りまとめの作業に入っていただきたいと思います。

それから皆さまも、色々なご意見がおありでしょうが、それも引き続き事務局にお伝えください。

では、事務局からご報告をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、主査のご指示に従いまして答申案の策定作業に入りたいと思います。

ただ、この機会に2点ほど皆さんにお詫びを申し上げます。大変事務局の不手際をもちまして、非常に開催頻度が頻繁になり、かつ事前の開催通知も非常に遅れ、皆さ

んからも多大なおしかりを被っております。答申のところに向けて、非常にタイトなスケジュールになり、答申案の策定作業についても、答申案の審議ということ自体についても、さすがに1回ということはないのではないかというお叱りも頂戴しております。今、村井主査も大変お忙しいスケジュール調整しつつ、可能な限り事前に時間的余裕を持ってお知らせをしたいというふうに思っておりますが、これまでの不手際を改めてお詫び申し上げますとともに、今後また事務局の不手際でご迷惑をかけることも多々あるかと思えます。しかしながら、何とか答申に向け作業を進ませるという観点及び今主査のおっしゃいました色んな解決に向けて、皆様の円滑なご議論と合意性ということに向けて、事務局精いっぱい努力してまいります。今後のスケジュール等につきまして、引き続きご協力とご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【村井主査】 スケジュールに関しまして、かなりの責任を感じております。貴重な皆さんのお時間をお預かりしており、その中での進行ということで努力してまいりますので、できる限りご理解をいただきたいと思えます。ぜひ、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で本日の会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上